

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

趣 旨

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている現状を踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和7年6月13日閣議決定）に基づき、**民間事業者等が国等の保有するデータを活用した事業を行う場合の認定制度を創設**するほか、**国と地方公共団体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る規定の整備等**を行う。

改正内容

※デジ行法：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情促法：情報処理の促進に関する法律

国等データ活用事業の認定制度の創設

- 内閣総理大臣が、国の行政機関等の保有するデータの活用を通じて国民の利便性の向上が図られる事業（※）に関し、重点分野やデータの安全管理その他事項について定めた**指針を策定**。（デジ行法第26条）
※ 民間事業者の保有するデータを合わせて活用する事業も対象に含む。
- 事業者からの申請に基づき「**国等データ活用事業**」として、当該事業計画について**主務大臣が指針への適合性等を認定する制度を創設**。（デジ行法第27条～第34条）
- 当該認定制度において、
 - ① 事業計画の認定を受けた事業者が、主務大臣や関係する国の行政機関等に対して、**事業の実施に必要な国等の保有するデータの提供を求めることができる制度を創設**。（デジ行法第29条）
 - ② 法令上の懸念を払拭した上での事業実施を可能とするため、認定に際し、**個人情報保護法等の法令上の適切性等について個人情報保護委員会等関係行政機関の知見を得るための枠組み**を設ける。（デジ行法第27条第5項、第6項）
- 国等データ活用事業に係る技術的な支援等のため、**情報処理推進機構（IPA）の業務に、認定事業者に対する安全管理等に関する情報提供等の協力業務等を追加するとともに、所要の体制整備**を行う。（情促法第42条、第47条）

国等によるデータベースの共同整備等に係る規定の整備

- 国と国以外の行政機関等が**共同で整備等を行う対象事業について公的基礎情報データベース整備改善計画において定めること**とするとともに、データベースの整備等を行う事業者に対する利用料等を国が一括して支払ができるよう、**保管金に関する規定を設ける**。（デジ行法第19条、第21条）

施行期日

公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内